主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石川浅の上告理由第一点について。

所論は要するに、原判決は民法二一〇条の囲繞地通行権に関する規定を曲解して、 上告人の本訴請求を不当に排斥した違法があるというのである。

原審の確定した事実関係によれば、上告人所有の土地は、原判示路地状部分(幅 ニメートルニハセンチ、長さ二〇メートル四五センチ)で公路に通じており、既存 建物所有により右土地の利用をするのになんらの支障はない。ただ上告人は、その 主張の如き建物を増築する計画をもつており、その増築を実現しようとするのには、 右路地状部分は、建築基準法に基き制定された東京都建築安全条例三条所定の所要 幅員に欠けるところがあるため、建築基準適合の確認をして貰えない、というので ある。

このような事実関係の下で、上告人は民法二一○条の囲繞地通行権を主張するのであるが、その通行権があるというのは、土地利用についての往来通行に必要、欠くことができないからというのではなくて、その主張の増築をするについて、建築安全条例上、その主張の如き通路を必要とするというに過ぎない。いわば通行権そのものの問題ではないのである。

してみると、本件土地をもつて、民法二一〇条にいわゆる公路に通ぜざるときに 当る袋地であるとし、これを前提として、主張のような通行権の確認を求めようと する上告人の本訴請求は、主張自体において失当たるを免れず、従つてこれを排斥 した原判決は、結局において正当であるといわざるを得ない。原判決に、たとえ所 論の如き判示上のかきんがあるとしても、判決の結果に影響を及ぼさないから、論 旨は採用しがたい。

同第二点について。

しかし、原判決理由自体には理由齟齬ありとは認められない。そして上告人主張 の通行権がすでに是認できないものである以上、所論隣地宣伝板等に関する原審の 事実認定に、たとえ所論のような採証法則の違背があるとしても、判決の結果に影 響を及ぼさないことが明らかであるから、論旨は採用し得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫